

平成18年10月6日  
宮調発第42号

会員各位

宮崎県土地家屋調査士会  
会長 松浦 正展  
総務部長 松崎 靖尚

### 住民票の写し等職務上請求書について

住民票の写し等職務上請求書については新用紙への対応が遅れご迷惑をおかけしておりますが、今回改めて会員各位にお願いを致します。昨日5日に宮崎県市町村課に旧用紙の使用延長のお願いを致しましたところではありますが、戸籍謄本の請求は法務省の管轄なので法務局と協議した結果、民事局の許可を必要とするのご注意がありました。これについて、日調連に問い合わせた結果、10月1日以降は旧用紙は使えないとの回答がありました。住民票の交付については管轄は宮崎県であります。日調連から本請求用紙の使用については、厳重な取扱をするよう繰り返し注意がなされております。印刷中の新様式の内紙は16日には到着するとの確認を得ておりますので、それまで住民票の交付申請については県外使用（郵送を含む）を控えて頂きますようお願いいたします。また、戸籍謄本等の交付申請については現用紙での申請を控えて頂きますようお願い致します。重ね重ねご迷惑をおかけ致しますが、上記の件よろしくお願い申し上げます。

※ 旧用紙は新用紙と無料で交換します。現在使用中の内紙を丸ごと送付頂き未使用分と使用分の番号の確認をしながら順次交換を行って参ります。使用分は事務局にて確認後返送致します。旧用紙は今後は一切使用できませんのでご注意下さい。